明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（総務七〇）　一
〔告　示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務四）　四
○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務三二一）　五
〔官庁報告〕
官庁事項
飼養衛生管理指導等指針の一部変更について（農林水産省）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
企業年金基金変更、弁理士登録、令和四事業年度全国健康保険協会の財務諸表、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　四八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六一
会社その他
会社決算公告　六七

省令

○総務省令第七十号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十四条の二第一項並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第五項、第十九条第二項及び第二十条第一項の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月十九日

総務大臣　鈴木　淳司